

争議行為の予告について

泉陽会労働組合執行委員長新井佳世子から争議行為を行う旨の通知が令和6年9月25日にあったので、労働関係調整法施行令（昭和21年勅令第478号）第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和6年9月26日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

労働条件改善等の要求に関する件

二 日時

令和6年10月6日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

社会福祉法人泉陽会 第二光陽苑施設内

練馬区関町北5丁目7番22号

四 種類（以下原文のまま掲載）

第二光陽苑入所サービス課に勤務する一部組合員によるストライキ、または怠業その他すべての争議行為。